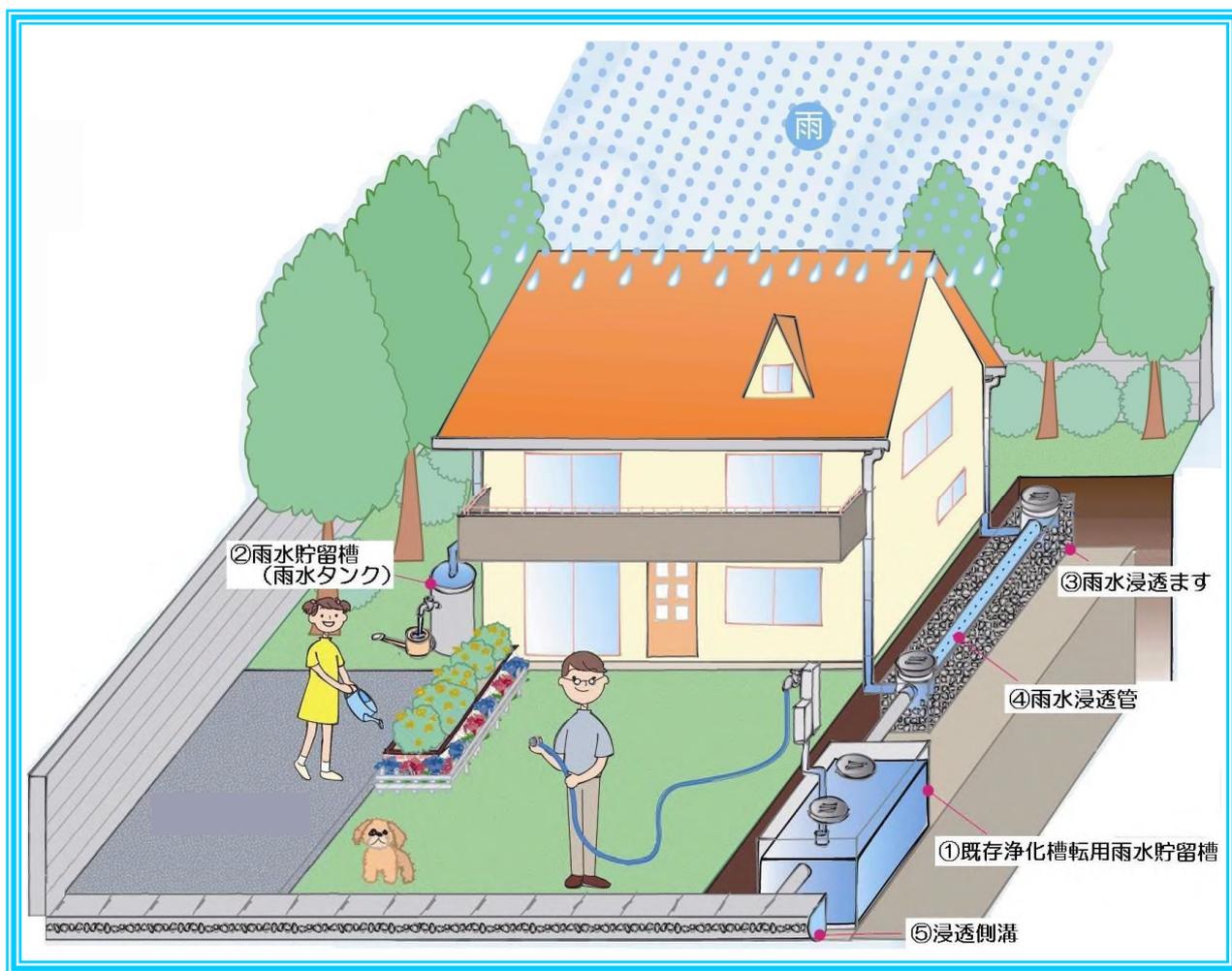


岡崎市雨水貯留浸透施設 設置補助制度のご案内



既存浄化槽転用雨水貯留槽設置例



雨水貯留タンク設置例



岡崎市上下水道局サービス課

電話0564-23-6338/FAX0564-23-6554

ホームページ <http://www.city.okazaki.lg.jp/index.html>

はじめに・・・

近年、岡崎市におきましても都市化が進み、緑地や田畑が宅地や道路へと変わり、地面が人工物で覆われてきました。それに伴い、雨水は地下に浸透しにくくなり、大雨の際には水路や河川の受け入れられうる量を超える雨水が流れ込み、各所で浸水被害がたびたび発生するようになってきました。

こうした問題に対処する方法のひとつとして、雨水を貯留する・浸透させる施設の設置があります。岡崎市では、市民のみなさまと市が協働して快適な水環境をつくり出す取組みの一環として、宅地内へ雨水貯留浸透施設を設置する方に対して支援制度を設けております。本制度の趣旨を一人でも多くの方にご理解・ご賛同いただけることにより、浸水対策等に大きな効果が得られます。

家庭でもできる浸水対策・環境対策にぜひご協力ください。

●雨水貯留施設とは・・・

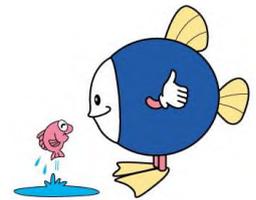
屋根に降った雨水を溜めておき、水資源として活用するための施設を雨水貯留施設といいます。この雨水貯留施設には、①既存浄化槽転用雨水貯留槽 ②雨水貯留タンクがあります。

●雨水浸透施設とは・・・

降った雨水を効率よく地下に浸透させる施設を雨水浸透施設といいます。この雨水浸透施設には ③雨水浸透ます ④雨水浸透管 ⑤浸透側溝があります。

こんな効果が期待できます

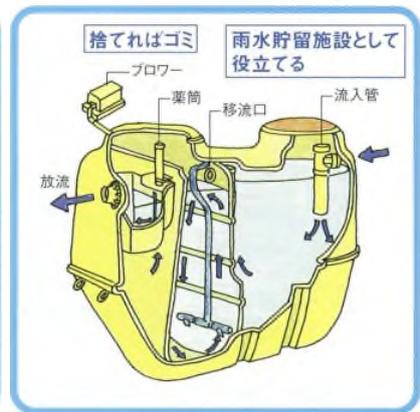
●雨水貯留浸透施設を設置すると・・・



◆雨水を一時的に貯留し、河川や下水道への負担を軽減します



◆雨水の活用により水道料金や下水道料金の節約を図れます。



◆下水道切替により不用になった浄化槽を活用し、廃棄物の減量化につながります。

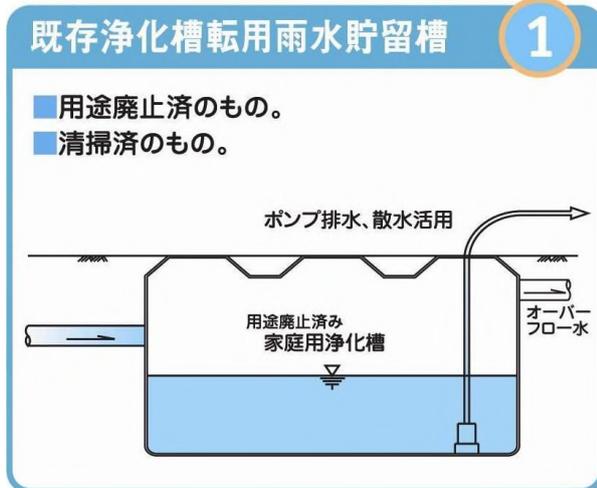
ほかにも・・・

- ◆溜めた雨水を庭木の散水等、災害時における代替水源としての利用が図れます。
- ◆雨水を地下に浸透させ、緑と水辺を保全します。

助成対象の基準と補助について

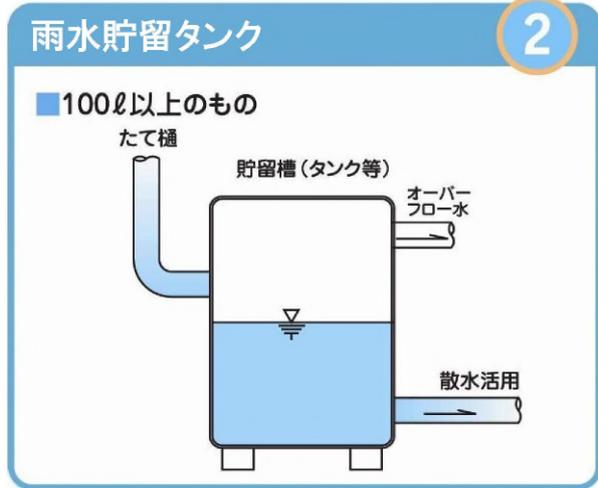


◎雨水排水専用のもので下記の基準か、同等以上の効果のものに助成します。

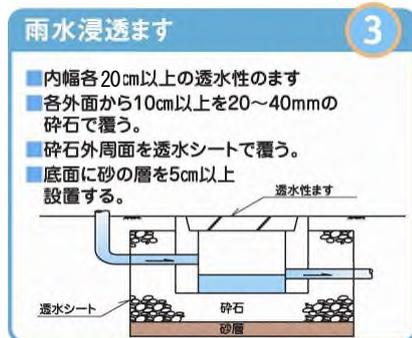


補助

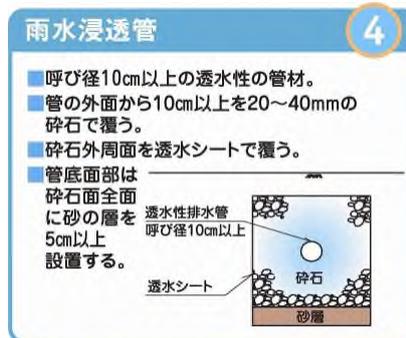
- ① 既存浄化槽転用雨水貯留槽
- ・浄化槽清掃、工事費の1/2
 - ・上限90,000円



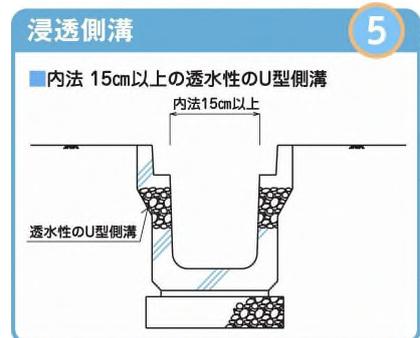
- ② 雨水貯留タンク
- ・本体及び配管に要する材料費の1/2
 - 100ℓ～300ℓ未満 上限30,000円
 - 300ℓ～1000ℓ未満 上限50,000円
 - 1000ℓ～ 上限60,000円



- ③ 雨水浸透ます
- ・工事費の1/2
 - ・上限8,000円



- ④ 雨水浸透管
- ・工事費の1/2
 - ・上限8,000円



- ⑤ 浸透側溝
- ・工事費の1/2
 - ・上限8,000円

①～⑤共通事項

- ・1申請当たりの補助上限額90,000円（複数項目の申請可能）
- ・千円未満の端数は切り捨てた額となります。

※※※ 注意事項 ※※※

- ・雨水をポンプで汲み上げて使用する場合、固定式ポンプのみを助成対象とします。（移動できるものは不可）
- ・雨水貯留タンクを設置する場合、基礎・架台工事及びタンク設置費等は助成対象外です。
- ・分譲マンションのベランダへの設置も助成対象となります。（災害時等の避難に問題がない場所であること）
- ・雨水貯留タンクをベランダ等へ設置する場合は、重量により建物・ベランダ等が構造上危険とならない事の確認をしてください。
- ・雨水浸透施設は設置してはならない区域があります。（建物・隣地に近い所、斜面の近接地、急傾斜地など）
- ・各施設とも、オーバーフローによる排水先を確保してください。
- ・将来の維持管理がしやすい形状のものをご検討ください。
- ・構造等の詳細については事前にお問い合わせください。

申請にあたって・・・

- ◎雨水貯留浸透施設設置補助を受けられる方は、**工事着手前に申請**を行ってください。
- ◎補助金額は工事費の1/2です。上限額は項目により異なります。ただし、雨水タンクについてはタンク本体及び集排水用配管の材料費の1/2です。
- ◎工事費又は材料費の見積りをとってください。(浄化槽転用の場合は排水設備工事店にて見積りをとってください)
- ◎借地の場合は土地所有者の同意が必要です。
- ◎分譲マンションの管理組合等に承諾を得る必要がある場合は、承諾を得てください。
- ◎補助対象区域は、**公共下水道事業計画区域内のみ**となりますので、事前にご確認ください。
- ◎予算の範囲内で補助しておりますので、**事前のお問い合わせ**をお願いします。

補助金交付までの流れ



※下記は補助の対象となりませんので、ご注意ください。

- ・既存の雨水貯留浸透施設を造り替える場合
- ・他の補助を受けてつくるもの
- ・移転補償等、機能回復によるもの
- ・宅地開発等の許認可により設置が義務付けられたもの
- ・既に当補助を受けた施設を設置した一連の敷地内に再度設置する場合
- ・その他補助金の交付が不適当な場合

事前にお問い合わせ
せてね!!

